

令和 2 年 1 1 月 教育委員会定例会 議事録

開 催 日 時	令和 2 年 1 1 月 1 1 日 (水) 9 時 3 0 分
開 催 場 所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出 席 委 員	池松教育長、廣田委員、浦川委員、小松委員、黒田委員、森委員
出 席 職 員	島村政策監、林田教育次長、桑宮総務課長、松山県立学校改革推進室長、吉田福利厚生室長、日高教育環境整備課長、上原教職員課長、加藤義務教育課長、狩野高校教育課長、安永児童生徒支援課長、宮崎特別支援教育課長、立木生涯学習課長、草野学芸文化課長、松崎体育保健課長、山崎高校教育課人事管理監
開 会	<p>(池松教育長)</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから 1 1 月定例会を開会いたします。なお、浦川委員が所用のため若干遅れる旨、御連絡をいただいておりますので、御了承をお願いします。</p> <p>本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。議事録署名委員は、黒田委員、森委員の両委員にお願いします。</p> <p>次に、1 0 月定例会の議事録は、各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(池松教育長)</p> <p>御異議ないようですから、前回の議事録は承認することといたします。それでは御署名をお願いいたします。</p> <p>本日提案されている議題等のうち、第 1 4 号議案及び報告事項 (7) から (9) につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規程により、非公開として協議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(池松教育長)</p> <p>御異議ないので、そのように進めていきます。</p> <p>それでは、定例教育委員会の冊子 1 について審議いたします。</p>

第 1 3 号 議 案

第 1 3 号 議 案 について、提案理由を説明願います。

(桑宮総務課長)

それでは私の方から第 1 3 号 議 案 「教育委員会事務事業の点検・評価等について」御説明申し上げます。資料としましては、資料 1 から資料 4、参考 1、参考 2 でございます。

まず点検・評価の流れについて、御説明いたします。参考 1 を御覧いただきたいと思っております。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条」に基づき、教育委員会は、毎年、事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされ、点検・評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとなっております。また、教育振興基本計画の進捗管理につきましても、有識者の意見をいただきながら点検を行い、効果的な教育行政の推進を図ることとしております。このため、有識者で構成する「長崎県教育振興会議」を設置しており、今年度は 1 0 月 1 3 日に開催いたしました。会議の委員につきましては参考 2 に記載がありますが、1 0 名の委員のうち 8 名が会議に出席し意見をいただいたところであります。本日は、教育振興会議での意見を踏まえ、教育委員会が行う点検・評価の結果をとりまとめることに関し、御審議をお願いいたします。

1 点目の「第三期長崎県教育振興基本計画成果指標の達成状況」につきまして、資料 1 を御覧いただきたいと思っております。令和元年度の目標に対する達成状況について掲載しております。表紙の裏面を御覧ください。成果指標は 6 1 項目でございます。そのうち、令和元年度目標に対する達成状況として、達成率が 1 0 0 % 以上である「達成」が 2 8 項目 (4 6 %)、9 0 % 以上である「概ね達成」が 1 8 項目 (2 9 %)、9 0 % 未満である「未達成」が 1 4 項目 (2 3 %)、調査中が 1 項目 (2 %) となっております。未達成の項目につきましては、資料 2 に取組状況や未達成の要因分析、今後の取組を記載しております。このうち、達成状況が特に低いものを、いくつか資料に基づいて御報告させていただきます。

資料 2 の 8 ページを御覧ください。「人的ミスによる食物アレルギー事案の発生件数」につきまして、目標値を達成できなかった要因としましては、学校においては、各市町が作成している食物アレルギー対応マニュアルに沿って対応を行っているところですが、保護者や担任、児童生徒、調理場との確認が不十分であったことが原因で発生しております。今後は、教職員を対象とした食物アレルギー

一対応研修会において、アレルギーについての理解と対応に対する意識の向上を図るとともに、学校における事故発生防止のための重点ポイントの確認、校内体制や危機管理体制の確認、配膳時の複数確認や家庭との連携等の徹底に加え、児童生徒の発達段階に応じ自ら判断できる力の育成や食物アレルギーに関する正しい理解を促すこと等について啓発してまいります。

次に9ページをお開きいただきたいと思います。「不登校児童生徒数」について、目標値を達成できなかった要因としましては、各学校において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携による不登校児童生徒の精神的負担や不安の軽減などに努めているところではありますが、不登校の要因は様々で、友人関係をめぐる問題や学業不振、家庭問題などが複雑に絡み合っているケースも多く、解決に時間を要するため、不登校児童生徒数の減少に至っていないこと、さらに「休むことも時には必要である」「そこまで無理して学校に行く必要はない」など保護者や子どもの登校に関する考え方の変化が解決の難しさにもつながっているものと推測されております。今後は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが講師となった研修会で教職員の資質向上及び学校の対応力を高めるなど、不登校児童生徒数の減少に向けて取り組んでまいります。

続きまして、令和元年度教育委員会事務事業の点検・評価について、資料3を御覧いただきたいと思います。これは令和元年度に教育委員会が取り組んだ事業について検証したもので、本資料の表紙の裏面に、評価を行った事業のうち、未達成であった11事業①から⑪を掲載しております。達成状況が低い事業を御説明したいと思います。2ページを御覧ください。「県内開催の全国・九州大会等の大会開催数」について、目標値を達成できなかった要因としましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となったものがあつたことなどを挙げております。全国・九州レベルの試合等を多くの県民が観戦し、身近で感じることで、競技力の向上及び地域スポーツ振興につながっていくことから、今後の感染状況に注視しつつ、引き続き、県スポーツ協会等と連携を図りながら、各種大会の誘致を進めていくこととしております。

続きまして資料4を御覧いただきたいと思います。10月13日に開催いたしました教育振興会議において、各委員からいただいた御意見の概要です。主なご意見としましては、1ページの1番「ふるさと教育の推進」について、先生方に長崎県の経済面等を勉強する機会が必要であること、2ページの「ICT教育の推進」につき

質 疑	<p> ましては、先生方への研修は継続性が重要でありオンデマンド形式でファイルを学校のフォルダに入れておくなど常に見られるような状態にすることが必要であること、4ページの6「その他」では、現役から退いて引退された方も社会に貢献しようとする方々はたくさんおり、そういう方々の知恵を借りるということが一番大事なことで、長崎県として立派な県人を育てていくには県民全員が教師といったお考えを持って起用していただきたいとの御意見がありました。 </p> <p> 以上で、簡単ではございますが、教育委員会事務事業の点検・評価等についての説明です。本日、委員の皆様にお諮りし、いただいた御意見・御提案をもとに整理したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。 </p> <p> (池松教育長) </p> <p> これより、第13号議案について質疑討論を行います。御質問、御意見はございませんか。 </p> <p> (廣田委員) </p> <p> 私は、この新型コロナウイルスの流行で、リモート授業について気になっています。昨日の夜、東京の私大に行っている孫から電話があり、3月から1回も大学の授業に出ていないということでした。妹も11月になって週1回だけ大学に行くようになったということで、遠隔授業を受ける状態が続いているみたいです。高等学校は、東京も対面の授業みたいですが、そういう中で資料1の1ページ2(3)の情報教育の推進のところに、指導できる教育の割合、あるいは子どもの割合の両方とも達成状況に「×」がついています。よくわからなかったのが、このICTを活用して学習に取り組むことのできる子どもの割合の、例えば69.7%というのは、どういう基準値なのでしょう。国の調査を基にしているのか、長崎県独自の調査でやっているのか教えてください。 </p> <p> (加藤義務教育課長) </p> <p> ICTを活用できる子どもの割合につきましては、県独自の調査で実施しています。県内すべての小学5年生、6年生、そして、中学校は1年生から3年生まで、この児童生徒に対して、アンケート形式で、ICT機器を活用して資料を集めたり、自分の考えやまとめた内容を発表したりすることができますかという問いに対する回答をもとに、このパーセンテージを出しております。4段階で回答 </p>
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

をしております、「できる」という回答、「どちらかといえばできる」という回答、この肯定的な回答のパーセンテージとしてここに記しているものになります。

(池松教育長)

基準値はどこから持ってきたんですか。

(加藤義務教育課長)

平成25年度からこの調査は実施しております、その時点における実態をそのまま数値にしております。

(廣田委員)

そうすると、100%にしたいのが、5年も6年も経って、達成率が69.6%ということで全然達成できていません。だから、これこそ本当に真剣にやらないといけないのではないかと思います。

もう一つは、ICTを指導できる教員の割合も「×」です。しかも、基準値よりも下回っています。これもまたよくわかりません。全然進んでいないのではないかと思います。特にこのICTに関して長崎県は、首都から離れて遠い西の果てにあるので、きちんとした特色を出してICTだけはどこの県にも負けなくらいの目標を持ってやらないと、今後、長崎県の教育の大きな位置を占めていくこのICT教育をしっかりとやっていかないといけないのではないかと思います。その辺はどうですか。

(加藤義務教育課長)

子どものICT活用能力につきましては、平成25年度から実施をした中で、3年、4年の間に、10ポイント以上向上してまいりました。ところが、この4年ほどの間は、約7割というところで、横ばい状態が続いておりました。その間に、教員の指導力も確実に向上しております、また、市町における機器の整備も進んできたのですが、なぜ横ばい状態が続いたのかということは、私どもはずっと検討していたところです。そういった中で、感じていることは、絶対的に子どもたちが触れる端末が十分ではなかったと考えているところです。今後、1人1台端末という形で学校教育が進んでまいりますので、そういった中で、この数値をいかに伸ばしていくことができるかということが一つ課題だと考えております。

また、教員のICT活用の指導力につきましては、全国調査に基

づいた数値を記しています。全国平均と比較いたしますと、長崎県の教員のICT活用指導力は、全国と同程度という状況でございます。ただ、こちらにつきましても、今後、GIGAスクールの実現という課題がございますので、いかにしてこのICT活用指導力を高めていくことができるのかというのは課題であり、これに関しましては、多くの企業、また、民間の力もいただきながら、教員のICT活用指導力を高めていきたいと考えております。

(廣田委員)

一番大事なことは先生方のことです。先生方がきちっと情報機器に本当に慣れて、しっかり子どもたちに指導できる体制をつくっていかないといけないと思います。私も退職してから現役のときよりもましになったと思うぐらいに、努力はしました。しかし、頻繁にパソコンに触れて、そして、いろいろなソフトを試しながら、自分の技術を磨いていかないと、すぐ忘れてしまいます。年を取っているせいもありますが。慣れ親しませて、しかも、教員自身がちゃんと指導できるというところまで、自分の教科を教えながらやっていかないといけません。一般の先生方は、自分の教科のことを一生懸命やっていて、それはそれで非常にいいんですが、そういう技術も努力をしていかないといけない。そういうときに、学校の中に、例えば、高等学校の場合は情報教育の先生がいると思いますが、そういう先生方の力量や、あるいは県でいえば、教育センターにいる一流の指導ができる教員がちゃんと知っているのかどうか。長崎県の情報教育の質みたいなのは、どうですか。

(加藤義務教育課長)

長崎県の取組といたしましては、平成25年度から27年度にかけてまして、県内12のモデル校をつくり、1人1台端末の研究を進めていたという実績がございます。ICT活用を進めるためには、授業力のある先生方とICTに堪能な先生方が知恵を絞り合いながら、いかに効果的な子どもたちのための授業をつくっていくかが課題であり、その3年間で一定の成果を上げてきたものと思っております。県内にその研究を進めたメンバーが多くおりますので、そういう人材の力を使っていくということは、今後非常に重要なことかと考えております。

もう1点につきましては、ICTを担当する教員だけではなく、例えば、国語、数学、理科、そういう教科の指導をする指導主事も、ICTの力を高めていく必要があると考えております。本年度中に、

教育センターや本庁の指導主事、市町の指導主事につきましても、民間の研修を受けて、学校によりよい形でICT活用の指導ができるよう進めていきたいと考えているところです。

(廣田委員)

この情報教育を進めるためには、教育センターの指導主事や県教委の指導主事が、ICTに関して教科を超えて本当に専門的に指導できるかという点にかかってくると思います。そういう特殊な位置につかれた先生は、本格的に民間との交流や、情報教育という名前なのかよくわかりませんがそのポストをつくるとか、教育センターの中でもそれを専門にやって学校にもどんどん出て行くような、特に民間との交流をしながら、SEという形も前回出てきましたが、そういう方の協力を仰ぎながら研修をやっていかないと、長崎県の教育にとっては、ここは非常に大きい部分だと思いますので、しっかり取り組んでいただければと思います。

(黒田委員)

関連ですが、今回のコロナによってICT教育が喫緊の課題であることの肩を押されたわけです。そして同時に5Gの時代ということで、社会が大きくこのICTを取り入れる時代になっておりますから、特に、このICT教育については、長崎県は先進県でなくてはいけないと思っています。その理由は、どこも一緒でしょうが、生徒数がどんどん減少していて、また、長崎県は離島が非常に多い。だから、ICTを利用した教育をいかにそこに取り入れるかということは、まさに他県よりも、長崎県に学べというぐらいの高い目標を持って、他県の事例を平均並みにいくのではなく、長崎県が先導するような形の目標を掲げないとだめだと思っています。よろしくお願いたします。

(小松委員)

最初の表紙をめくったところの、「達成」や「未達成」という語句ですが、1年前や2年前との比較ができないので、皆さん方がどう頑張っていたのかがよくわからないので、今後、表のつくり方で過去との比較ができるようなものにしていただければと思います。よろしくお願いたします。

それから英語教育の中学校卒業時に英検3級程度以上の英語力を持つ生徒の割合のところです。一番下に対策が書いてありますが、まさに、中学校の英語科教員に焦点を当てた取組を展開していて、

ここを上げるということが書いてありますが、これに尽きると思います。生徒に頑張れと言うよりも先生方が英語に慣れ親しんで、あの先生は常に英語をやっているということであれば、生徒たちも自然と慣れ親しんでくると思います。先生たちの英語力向上ということで、力強くやっていただきたいと思います。

次に食物アレルギーです。事件が発生して非常に残念ですが、チェックリストか何かなかったんですか。生徒に出す途中段階でチェックリストがあれば、簡単に、思い違いなどをなくせると思いますので、少し調べていただければありがたいと思います。

それから9ページです。不登校の生徒数について、これも未達成で非常に残念ですが、スクールカウンセラーの配置は一定全部できているわけですね。それにもかかわらず成果が上がっていないということになると、手段と成果のアンマッチが起こっているということなので、本当にこれでいいのかどうか、根本に返って、スクールカウンセラーの方々に意見等を聞きながら、どこまでやれるかということをもう一回論議していただければと思いました。

あと一つ残念なのは、次の10ページの教職員の超過勤務です。1年目だからなかなか達成できないというところはあるかと思いますが、せっかくいろいろ論議して負担軽減のいろいろな制度を作ったにもかかわらず、未達成です。こういう残業というのは、だらだらと習慣のごとく残ってやってしまうところがありますので、せっかく制度をつくったわけですから、本来であれば何%減るはずで、どうすれば減るんだというところまでしっかりとやっていただきたいという感想です。

(松崎体育保健課長)

食物アレルギーの件です。委員からは、防ぐ方法があったのではないかという趣旨だったかと思います。食物アレルギーを有する児童生徒への対応ですが、その症状によっては命の危機につながるものでありますので、学校給食の提供に当たっては、当該児童生徒の実態を十分に把握して、適切な対応をしているところです。具体的には、市町教育委員会が対応指針をつくりまして、それに則って各学校が対応していくこととなります。学校は、食物アレルギーを有する児童生徒を調査し、そこで把握をいたします。次に、学校内に食物アレルギー対策委員会があり、学校医などの専門家の意見を聞きながら、学校長、担任、養護教諭、栄養教諭でその対応を検討いたします。そして、実践に移していくということとなります。その実践というのは、例えば、該当の児童生徒、そして保護者も交えて、

学校の担当教員で話し合いを行い、給食を除去食にするのか、それとも、対応食にするのか、弁当を持参するのか、そういう実践をしていくサイクルで行っております。昨年の数ですが、アレルギーの事案が11件発生しております。そのうち7件は、今、申しました手順を踏んだものでありまして、いわゆる学校が把握をしていた事案です。残りの4件については初発というケースや、アレルギーの把握はしていましたが、除去食を食べさせて、除去はしていたがアレルギーが出てしまったという事案でございました。学校が把握していた7件の内訳としては、6件が給食の配膳時の確認不足でございました。具体的には、アレルギー対応食が提供されていましたが、児童生徒がおかわりをした際に、気付くことができず、おかわりをさせてしまったことや、給食にアレルゲンが含まれていることを学校も保護者も把握していたが、当日、担任の確認不足であったことが6件発生しています。残りの1件は、栄養教諭の確認不足で、アレルギーの原因となるものを除去していなかったというものでございました。幸い、大きな事故には至っておりませんが、あってはならないことだと考えております。本課では、すべての学校にアレルギーシステムの導入を目指しているところです。そのシステムでは複数チェックをかける仕組みになっておりますが、そのシステムのみならず、やはり教職員一人一人がそういう児童生徒の命を守るという自覚を持って対応するように促したいと考えております。我々も、そういう事案やヒヤリハット事例も報告をいただいております。それをすべての学校にフィードバックして対応しているところです。一方で、児童生徒に対しても、自分が、給食だけではなくて、それ以外の食事においても、何を食べてはいけないのかということまで十分理解させる必要があるかと思っておりますので、それらも教職員の研修を通して周知徹底していきたいと思っております。

(池松教育長)

チェックするリストは各学校で整備しているのかというお尋ねもありましたが、そのチェックリストがあるにもかかわらず見逃したということなんですか。

(松崎体育保健課長)

学校独自で、先ほど申しました対応マニュアルに沿ってやっておりますが、見逃したということになります。

(池松教育長)

義務教育課長、先ほど英語教育、遠隔授業、働き方改革の話がありました。まとめてお願いします。

(加藤義務教育課長)

中学校卒業時に英検3級以上の英語力を持つ生徒の割合につきましては、5年前からすると10%ほど向上してきておりますが、なかなか目標には届いていないという状況がございます。今後の課題といたしましては、中学校の英語教育が高度化し、来年度から新しい学習指導要領になります。いかにして中学校英語科の先生方を支援できるか、支援していく中で、英語の指導力を高めて、そして、子どもたちに還元していくことができるか、今後さらに取組を進めていきたいと考えているところです。

働き方改革につきましては、基準年の平成29年度が7.3%でございました。これが80時間超えの教職員でございます。これが、昨年度3.9%で、それぞれの努力の中で着実に減少はしてきておりますが、ここの目標値には届かなかったという状況です。ただし、市町教育委員会と確認をし、また、校長会、教頭会等との連携をしながら、令和3年度のできるだけ早い時期に、これを0%に持っていきたいということで、さまざまな取組を現在進めているところでございます。

(池松教育長)

ICT教育で、小中学校では1人1台配備されることとなります。市町との連携状況はどういう感じですか。

(加藤義務教育課長)

ICT教育におきまして、GIGAスクール構想の中で、1人1台端末が導入されることとなります。現在、市町担当者と一緒に推進協議会を立ち上げております。この推進協議会を通しまして、それぞれの市町の課題を共有しながら、今後、先生方の研修等の支援を進めていきたいと思っております。研修におきましては、それぞれに市町の役割があり、県の役割、それぞれの役割を確認しながら、先生方の研修をいかにしてサポートしていくことができるかということで、現在取り組んでいるところでございます。

(池松教育長)

安永課長、9ページのスクールカウンセラーが活用されていない

のではないかという御指摘でしたが、不登校との関係をお願いします。

(安永児童生徒支援課長)

不登校児童生徒数の実績値が令和元年度2, 163名、これに関連する事業として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー活用事業が有効に機能していないのではないかという御質問だと思います。実態として、現在、スクールカウンセラーを小、中、高、特別支援学校300校に配置しており目標値に到達しております。スクールソーシャルワーカーにつきましても、19市町31県立学校50カ所に配置し、教育相談体制を充実しているところです。先月も本会で報告させていただきましたが、不登校については、いろいろな要因が複雑に重層的に絡み合い、改善に時間を要するということもありまして、完全に事業等の成果が見えていないというのが現状です。不登校に限らず、生徒指導全般については、まずは学校の教員が生徒指導能力を磨きながら子どもたちと接していく、その中で未然防止、早期発見、早期対応に努めるということと、家庭の教育力や、特に不登校については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーだけでなく、いろいろな本課が持つ事業を総合的に展開しながら、今後も少しでも不登校の生徒を減らす、これ以上生まれないような取組に努めていきたいと考えております。

(黒田委員)

関連でお尋ねですが、不登校の生徒が将来的に引きこもるという関連性のデータはつかんでいますか。

(安永児童生徒支援課長)

それに特化したデータはつかんでおりません。

(黒田委員)

そのデータは取らなくていいのでしょうか。どうなのでしょう。

(安永児童生徒支援課長)

不登校についてはいろいろな考え方がありますが、一つの考え方としまして、不登校に陥った児童生徒及び保護者を支援という形で追い込まないということも、一つの対応の視点として持つておかなければいけないということを考えて上で、不登校と引きこもりの関係をクローズアップすることによって、そういう思いを少し抱いて

しまうのではないか。我々としては、不登校イコール引きこもりではないという考え方を持って対応していきたいと考えているところ
です。

(黒田委員)

教育委員会の所管を離れるのかもしれませんが、できれば実際は
どうなのかという現実を、関連機関とデータ共有するということも
必要かもしれませんね。

(小松委員)

不登校の問題ですが、子どもにとって学校を友だちと一緒に過
していったかどうかということは、あとの人生に相当影響を及ぼす
と思います。それからの人生がうまくいくためには、ここが本当の
肝だと思います。スクールカウンセラーを配置しても、そのスク
ールカウンセラーにお任せというわけにはいかないと私は思ってい
ます。家庭とのコミュニケーションも必要ですし、受け入れる先生や
仲間の生徒、こういう方々が同じような気持ちで、不登校になりそ
うな人たちに対してどれだけの思いやりをもっていくのか、そうい
う思いでやっていかないと、これはもう学校という社会の問題だ
と思いますので、優秀な人たちをどんどん伸ばす、英語力等を伸ばす
というのもいいですが、落ちこぼれていく人たちをどうやって救っ
ていくかということも、子どもたちの社会勉強だと思います。ぜひと
も、スクールカウンセラーの方々をよく活かしながら、ただ、その
人たちにお任せするのではなくて、学校、生徒全体として、どうや
って、そういう方々を引き入れていくかという気持ちでやっていた
だければと感じる次第です。最近、夜間中学をつくったらどうかと
いうことも言われていますが、それとの関係かもわかりませんが、
本来的に、夜間中学で救うという問題ではなくて、本当に自分たち
の同級生と一緒に学校生活を送れたかどうか、人生の大きな出発
点になると思いますので、ぜひともここは力を入れてやっていただ
きたいと思います。

(廣田委員)

関連で2点あります。一つは、先ほどのアレルギーの問題です。
資料1と資料3の同じ令和元年度分ですが、資料1ではアレルギー
の実績値が7件になっていて、資料3では基準値が7件になってい
て実績値が11件と増えています。この数値はどう見たらいいので
しょうか。

(松崎体育保健課長)

小松委員の質問でもお答えしましたが、11件は初発も含んでおりまして、初発を含まないものが7件ということです。この数字について、我々としては、初発を除くという方向性で整理をしていましたが、資料に対応できなかったこちらのミスでございます。申し訳ございません。

(池松教育長)

資料1の2ページの7件は人的ミスという整理で、11件は初発だから誰もわからないけど純粹に出た件数という整理ですね。

(廣田委員)

この辺は統一した方がいいという感じがしました。

もう一つは、松崎課長の先ほどの答弁で、担任の確認不足という発言がありました。小学校の先生は全教科を教えて、やるものがたくさんあります。そういう中で、このアレルギーというのは非常に子どもたちの命に関わっていく、特に小学生の小さい子にとっては命に関わる仕事で、こういうことは、例えば、学校の中に栄養職員や養護教諭などがいるので、そういう人たちが責任を持ってやって、担任は少し解放してあげないと、担任も注意しないといけません。ですから、こういうアレルギーに関して誰が責任を持つのか、最終的には校長ですが、事務担当としての責任者を明確にしておくべきではないかと思えます。

(松崎体育保健課長)

数値については、今後整理をしていきたいと考えています。

2点目の責任の明確化についてですが、委員御指摘のとおり、食物アレルギー事案の発生は絶対にあってはならないことであります。先ほど申しましたように、対応指針に沿って校長の管理のもと、校長を中心にやっていくわけですが、実際こういう事案が発生しているという状況にあるというのは、我々も深く受けとめています。先ほど少し申しましたように、事例やヒヤリハット事案のすべてを報告いただいて、検証していただくようにしております。その中で、どこに問題があったのかを学校にフィードバックしていただきたいということで、全部の学校にも通知をしているところです。担任の負担軽減という視点でいけば、我々の方でアレルギーシステムの導

入を促しているところですが、今、試験的にも活用するというところで徐々にではありますが、全県下にも広がりつつありますので、負担軽減という視点でも、そのアレルギーシステムの導入を進めていきたいと思っております。

(廣田委員)

アレルギーシステムは良いシステムだと、前回も説明を受けました。栄養教諭というのは全部の学校に配置されていますか。注意が必要な児童生徒は学校に何人もいるわけではないと思いますので、そういう人たちがまず責任を持つ体制にして、目配りをするというシステムが作れないのかと思いましたが、その辺はどうですか。

(松崎体育保健課長)

栄養教諭の配置については、栄養教諭もしくは栄養職員を、いわゆる栄養を担当する職員ということで配置しております。先ほども申しましたように、まずは校長が中心になって、アレルギー、健康教育すべてを統括するということになります。その中で、栄養を担当する職員が、当然、把握しなければいけないので、そこは自覚を持っていただきたいと思っております。その中で、担任がどう関わっていくかは、我々も研修の中でも話しているところですが、再度、徹底して自覚を促していきたいと考えております。

(廣田委員)

別件でいいですか。もう一つは、資料1の3ページです。小松委員との関連で、不登校児童の生徒数が、基準値が1,788人で、目標値を1,720人以下に設定しています。ところが実績値はものすごく上回って、2,163人です。これがこういう成果指標の中では一番悪い例だと思います。減らしていけないといけないのは事実ですが、目標値の設定が大き過ぎるのではないのでしょうか。一番悪い例な感じがします。不登校児童は減らさなければいけません、実態をよく見ていないのではないかという感じがします。その辺はどうですか。

(安永児童生徒支援課長)

不登校の児童生徒数については、基準年が平成29年度ですが、それ以前の傾向として、平成24年度以降、平成28年度までの5年間は多少の増減がありましたが、ほぼ1,600人台で推移していたという傾向がありました。そのときの発現率が1.3%という

平均値があります。それをもとに、平成29年時の実績値から目標値を令和5年度に1,600人以下としています。これは、無理して高みを目指すというのではなく、当時は実現可能であるという目標設定のもと進めていたわけですが、現実としては、目標値と実績値に大きく開きが出てきているという現状です。

(池松教育長)

全国の不登校児童生徒数の傾向のデータがありますか。長崎県だけが増えているわけではないと思いますが、いかがでしょうか。

(安永児童生徒支援課長)

先ほど発現率1.3%という数を出しましたが、全国は平成29年度が1.5%、平成30年度は1.7%、令和元年度が1.9%と、この数に対する本県の割合というのは、下回っているという状況です。

(池松教育長)

発現率で、全国でも増加傾向にあるということですね。

(安永児童生徒支援課長)

はい。

(廣田委員)

後で出てくると思いますが、全国の不登校児童生徒数の発表がありましたね。それで見ると、長崎県がそんなに全国から飛び抜けているというわけではなく、むしろ、全国の方が厳しい状況にあるというのはわかっていますが、こういうものを設定するときに、例えば、1,600人以下というのは絶対できそうにないように思えます。そういう令和5年度の最終目標値で、そうしないといけないけど、本当にできるのか、そういう目標を設定していいのかと思ったので質問しました。

(安永児童生徒支援課長)

第三期教育振興基本計画は、令和元年度からスタートし、令和5年度まで継続することになります。委員がおっしゃるとおり、現実と目標値の開きは大きくなり、1,600人以下というのは、到底難しいのではないかと御指摘も危惧するところでもありますので、今後、県の総合計画も含め、不登校を生まない取組は大切に

ながらも、不登校生徒がいかに学校内外の相談機関や専門機関に相談したかという、そういう子どもたちの活動を少しでも多くして、相談率を増やし、学校卒業後の支援を見据えて、取組を進めていきたいと考えているところです。

(森委員)

アレルギー対応についても、不登校の問題についても、学校現場はすごく丁寧に対応してくださっていると思っています。給食についても、小学校で全学級に配食をするときに確認をしていくというのは、実質困難で、担任の先生や生徒自身が知識をしっかり持って対応する以外にはないのかと思います。そのミスがなくなるように対応についても書かれていますので、継続して、頑張ってくださいと思います。

不登校の問題については、学校側だけの取組ではなく、家庭、特に保護者の意識というところも変えていかなければならないと思っています。保護者が行かせないと判断して、学校に行かせていない御家庭があることも、私も聞き及んでいますので、そういうところにどうアプローチをしていくのか、集団で学ぶことの必要性という部分をどれだけ伝えていけるかというところも今後重要になってくると思います。オンライン授業等々が進んでいけば、学校に行かずとも、勉強については学ぶことができるような感覚になれる方も多くいらっしゃると思いますので、集団で生活をして経験をする部分について、私たち保護者もしっかり認識をして、子どもに伝えていかなければならないと思います。

(小松委員)

アレルギーもそうですが、先生や給食の担当の方だけに任せるということではなく、そのクラスの中で、この子はアレルギーがあるということを理解しながら、みんなで助け合うという仕組みも必要だと思います。思いつきですが、例えば、給食の配膳のお椀の色を変えるとか、誰でもわかるようなことをしたほうがいいと思います。これはゼロ件で当たり前です。本当にゼロにするためにはどうしたらいいかを現場の方々の意見も聞きながら、最終段階で絶対起こさない仕組みをみんなで作ることを考えていただければと思っています次第です。

それから、不登校の人もそうだと思いますが、十把一絡げに網をかけるのではなく、それぞれの生徒にいろいろな事情があるはずですので、その人ごとにどういう対応をとるかということまでさかの

ぼっていかなければ、この問題はなかなかうまくいかないと思います。そういう中で集団生活をみんなと一緒に過ごし、それをまたみんながサポートしてやるという相互の気持ちを高揚させるように、ぜひとも、それぞれの生徒に対して、どういう対応をとるかという計画書等も作っていただければと思います。おそらく作ってあると思いますが。会社でも、問題にされる社員がいれば、その社員に対してどういう対応をとるかということについて、職場、総務、勤労、それから組合等で、どうやってサポートできるかというのは、それぞれの対応策をとりながら、会社で盛り上がっていくことをやっていますので、ここに視点を当てていただければ、何らかの効果が出ると思いますので、よろしく願いいたします。

(池松教育長)

ほかにございませつか。様々な御意見が出ました。特に、不登校について、たくさん御意見をいただきましたが、学校はそれぞれ担当の先生なりがフォローアップをしていると思います。冒頭説明があったように、社会の考え方が若干変わってきて、文科省自身も、不登校そのものを、対策という言葉自体もどうなのかという意見もあります。居場所が学校以外にもあつていいんじゃないかという考え方になっていますので、逆に、学校はその居場所を担当しているNPOなどとしつかり連携を持つていくことも、今後必要になってくると思ひます。

アレルギーについては、おっしゃるように、ゼロ件が当然の数字ですけど、いわゆる人的ミスの方がどこかで起こるといふのが現実としてありますので、特に、小中学校の給食の件数が多いと思ひますので、市町村教育委員会ともここに連携するようないこともありますし、ヒヤリハット事例をそれぞれが情報を共有するといふことも大事だと思ひますので、よろしくお願ひします。

ICT教育、それから、英語等々、今後の教育の方向性についても御意見をいただきました。特に、1人1台端末がまさに今年度末ぐらいから、小中学校の早いところでは出てくると思ひますので、先生の授業力、ICTを活用した授業力、それから、子どもたちの、いわゆるICT活用能力の向上といふことも大きな目標になると思ひます。今、走り出したところですから、黒田委員がおっしゃつたように、日本一のICT教育県になるように、市町とよく連携をとり、取り組んでいきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、質疑討論をとどめて採決をいたします。第13号議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませつか。

<p>協議（１）</p>	<p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>（池松教育長） 御異議ないものと認めます。よって第１３号議案は原案のとおり可決することに決定をされました。</p> <p>次に、協議に入ります。協議（１）について、協議内容の説明をお願いします。</p> <p>（草野学芸文化課長） ２ページ、協議事項（１）「長崎県文化財保存活用大綱（案）について」、御説明いたします。</p> <p>資料は、別冊でお配りしております、「長崎県文化財保存活用大綱（案）」もあわせて御覧ください。</p> <p>本年５月の定例教育委員会で御協議いただいた「長崎県文化財保存活用大綱（素案）」については、６月定例県議会に報告した後、７月１日から１カ月間パブリックコメントを実施いたしました。今回の大綱（案）は、県文化財保護審議会の各分野の専門家で構成する専門家部会からいただいた御意見や、県庁関係各課からの意見、県民の皆様からいただいたパブリックコメントの御意見、御提言を踏まえ、修正を加えたものです。</p> <p>素案に修正を加えた点を幾つか御説明いたします。まず、専門家部会からの御意見では、記載してある文化財が、国指定の文化財なのか、県指定の文化財なのか、一目でわかるように色分けして記載してほしいとの意見があり、別冊の方を御覧いただければ、１５ページからは、国指定選定の文化財は赤色の文字、県指定の文化財は青字、国登録文化財は緑色でお伝えするようにして、見やすくしております。</p> <p>別冊の５９ページを御覧ください。学校教育との連携についても記載してほしいという意見に対しましては、５９ページの中ほど、（４）活用のリード文の５行目から、「また、学校教育においても、本県の伝統や文化について触れる機会を捉え、身近な地域に対する理解を深め、郷土愛を醸成していく」という追記をいたしましたほか、その主な取組についても、６０ページの６つ目の「○」になりますが、（５）情報発信のすぐ上の段落になりますが、そこに、「ふるさと教育を通して、本県の伝統や文化、地域の歴史や自然を学び、先人の業績等についても理解を深めることにより」云々と、その取組内容についても追記をいたしました。</p>
--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

次に、県庁関係各課で構成をする幹事会からの意見として、政策企画課からのSDGsの取組について追記をという意見に対しましては、14ページの上の段になりますが、持続可能な開発の項をつくり、そこに内容を記載しております。

自然保護課から天然記念物についても追記してほしいという意見に対しましては、58ページの(3)保存継承のリード文の11行目に、「特に天然記念物については」云々と、そういう形で、主な取組について記載しています。

パブリックコメントについては、全体で9件の御意見をいただきました。意見の内容は、そこに記載してあるとおりです。既に盛り込まれている項目で、今後の施策の進め方の参考になる御意見として、新たに修正を加えるものは、ありませんでした。

その他、71ページ以降に、今回の案から、付属資料として、長崎県の文化財一覧、長崎県の文化財分布図、長崎県歴史年表、長崎県が刊行した文化財調査報告書の一覧等を掲載したほか、用語解説を追記して、市町の文化財のバランスを勘案した写真を掲載し、わかりやすくしているところです。

2ページの最後のところに、今後のスケジュールになりますが、11月定例県議会にこの案を説明して、御意見を伺った上で、最終的には、1月定例教育委員会の議案として審査をさせていただきたいと考えています。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(池松教育長)

ただいまの説明に対して、御質問、御意見等ございませんか。

(廣田委員)

この大綱が送られてきたときには、読むのが大変だと思って、読んでみたら、意外とすつと読めました。ただ、これを作った人は大変だったなというのが、先ほど説明がありましたが、一覧から全部載っています。ですから、担当された方は大変だったなという思いがいたしました。

感想を2点述べます。一つは、6ページの自然のところの地史と地質で、ここの記述が、1450万年前、1500万年前、600万年前ということだから、書かなくてもいいとも思いました。例えば、私たちの時代に起こった平成新山や島原大変肥後迷惑などもここに書いておかなくていいのかなと思いました。平成新山の記述は、後でたくさん出てくるので、私がそう思ったというだけです。

質

疑

それから、もう一つは国連のSDGsです。この関連で、確かにその記述はありますが、例えば、温暖化の影響で長崎県に絶滅を危惧される品種があるとか、今後、その対応をとらないといけないなど、そういう温暖化の影響に対する対策として、そういうものをここに残しておく必要はないのかと思いました。その辺はどうですか。

(草野学芸文化課長)

平成新山の記載について、6ページには記載してありませんが、34ページになります。奈良尾のアコウの木の写真の下に、地質鉱物というところがありますが、そこに、国の天然記念物ということで3つ紹介しております。平成新山(島原市・雲仙市)は、「平成2年11月に噴火を開始し」、犠牲者が出て、溶岩ドームで、「活動の生成から収束までが目撃された火山として指定を受けた」というような形で、そこに追記をさせていただいております。

それと、32ページの天然記念物の、ツシマヤマネコの写真の上の下から3行目のところに、「更に自然公園法や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律などにも配慮する必要がある」という書きぶりのところで、効果的な対策を日頃から講じていくこととしています。文化財としての天然記念物というのは、絶滅危惧種の個体が少なくなったから指定するというわけではなく、個体が少なくなったものの中で、特に学術上価値が高いものについては、天然記念物、そして、文化財として指定しております。レッドブックの絶滅危惧種の個体については、環境省、自然環境部から保護の網をかけるという形で、保護して行くこととしています。

(小松委員)

全部は読みきれませんでした。本当によくまとめられていると思って、感心したところです。こういうものがあるということ、私自身も今まで知らなかったもので、非常によくまとまった資料があるということ、PRしていただきたいし、子どもたちのふるさと教育として、自分の身の回りにこんな文化財があるということ、認識しているということは、またその活動にも大きな影響が出てくるかと思っておりますので、そういうPRも含めてお願いしたいと思っております。

(池松教育長)

ほかにございませぬか。特にないようですので、事務局においては、ただいま御指摘があったのは、PRや周知啓発も含めて、正式決定した後に対応していただくようお願いします。

報告（１）

続いて、報告事項に入ります。報告事項（１）について、説明をお願いします。

（桑宮総務課長）

それでは、冊子１の３ページになります。報告事項（１）「予算決算委員会（決算審査）の概要について」、御説明を申し上げます。

令和元年度の決算審査に係る予算決算委員会が、資料に記載の日程で行われ、決算全般に対する論議が行われました。

総括質疑につきましては、２番に記載があります、地域コーディネーターの配置状況や、コミュニティスクールの導入状況、それから、性に関する教育についてのお尋ねに関連して、学校保健総合支援事業の取組成果や、教職員への研修に関する質問をいただきました。

３番の予算決算委員会文教厚生分科会における質疑事項については、記載のとおりであります。その中で、いじめ不登校対策事業に関し、スクールカウンセラー活用事業等の成果や、不登校児童生徒数の増加の要因等についての質問があり、その対策について、スクールカウンセラーのさらなる配置など、施策の見直しを検討してほしいという御意見がありました。また、下から３つ目の、郷土学習資料作成事業につきましては、１人１台端末が整備されることから、電子化や動画を加えるなどの検討をしてはどうかという御意見がありました。

このほか、総括質疑及び分科会の概要につきましては、４ページ以降に記載をしております。報告は以上です。

（池松教育長）

ただいまの報告について、御質問等はございませんか。

報告（２）

特にないようであれば、続いて、報告事項（２）について、説明をお願いします。

（桑宮総務課長）

冊子１の１０ページ、報告事項（２）「令和２年度普通会計定期監査（前期）の結果に係る意見及び措置状況について」でございます。

１０月の定例教育委員会において、令和２年度の前期普通会計監査の結果及び措置状況について御説明をしていたところですが、１０月１３日付で、県監査事務局長から、令和２年度前期の普通会計定期監査の結果に係る意見の関係部局に教育庁が含まれ、その措

報告（３）

置状況について報告するよう通知がありましたので、御説明を申し上げます。

この意見と申しますのは、執行機関等に改善、検討などを促し、また、注意を喚起することが必要と認められるものです。

今回の意見の内容としましては、１０ページに記載のとおり、教育環境整備課に対し、県立学校における物品の適正な管理についてでありまして、具体的には、老朽化して、長年使用していない高額重要物品について、必要性の要否や処分等の検討を行うべきとの意見を受けております。これに対し講じた措置としましては、管理する物品の使用状況等を確認し、使用見込みのない物品については、物品めぐりあいシステムや、NEWSポータルサイトを利用した学校間の所管転換による有効活用や、計画的に処分方法の検討を行うよう、県立学校宛て周知をしております。

なお、今回の講じた措置につきましては、１０月定例教育委員会で報告いたしました指摘事項等と同じく、１１月末までに県監査委員宛て報告することとしております。説明は以上です。

（池松教育長）

ただいまの御報告に対して、御質問等はございませんか。

ないようであれば、続いて、報告事項（３）について、御説明をお願いします。

（松山県立学校改革推進室長）

資料は１１ページからとなります。報告事項（３）「令和３年度公立高等学校進学希望状況調査（第２回）の結果について」、御報告をさせていただきます。

本調査につきましては、例年７月、１０月、１２月の年３回実施しております。なお、今回の結果につきましては、去る１０月３０日に公表をさせていただいたものでございます。

調査対象者数、調査結果につきましては、記載のとおりでございます。４ 調査結果（３）に課程別の希望倍率を載せておりますが、全日制課程で０．０５ポイント、昨年の調査から減になっております。これは、少子化と本年度から私学の授業料実質無償化がスタートしており、その影響ではないかと分析をしております。

１２ページをお開きください。ここから詳細データを載せております。希望倍率が高い学科、学校、普通科を載せております。１３ページからが学校ごとのデータということになります。

最後に、１６ページに、離島留学への進学希望数を載せておりま

質 疑	<p> すが、前回、7月は総数で44名でしたが、今回も44名ということで、変更はございません。 </p> <p> 次回、第3回を12月1日で調査をするように、現在準備を進めているところでございます。御報告は以上でございます。 </p> <p> (池松教育長) </p> <p> ただいまの報告について、御質問等ございませんか。 </p> <p> (廣田委員) </p> <p> これを見てわかるように、定員不充足になりそうな学校がほとんどです。気になったのは、今年度から選抜制度の改善で推薦制度を廃止して、前期定員、後期定員という形にしましたが、例えば、猶興館の場合には、120人定員で、81人しか集まっていません。しかも、前もった資料では前期定員が60人、後期定員が60人となっていたと思います。前期では81人受けているからいいんですが、果たして後期定員60人にしていて、集まるのかと思いましたが。あの制度は、後期は不充足分という形にはできなかつたのでしょうか。そういうことはできますか。その辺をお願いします。 </p> <p> (狩野高校教育課長) </p> <p> 新しい高校入試制度におきましては、前期選抜で、全募集定員の5%から50%の範囲内で各学校が定員を決めるということになっております。今、委員おっしゃるとおり、猶興館高校は、120人の普通科定員ですので、60人になったということでございます。 </p> <p> (廣田委員) </p> <p> それでいいんですが、後期をまた60人とすると猶興館はいいんでしょうけど、それ以外の例えば、前期の定員も充足できなかった学校については、残りの不充足分という形にはできないんですか。そういう制度にはなっていないんですか。 </p> <p> (狩野高校教育課長) </p> <p> 前期で不充足の分は後期でその分を補うようになっております。 </p> <p> (廣田委員) </p> <p> なっているんですね。それならいいです。 </p> <p> もう一つは、こういう状況なので、50%という網掛けがいいのかということです。4分の3ぐらいを前期定員で取ってしまつて、 </p>
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

後期を残りで埋めるといふことにしていかないと、公立高校の存続といふことを考えたら、私立に全部取られてしまうのではないかといふ感じもします。その辺はどうですか。

（狩野高校教育課長）

前期選抜と後期選抜の選抜方法が違いますので、私が聞き及んでいるところでは、前期選抜を受験せずに、後期選抜の5教科の学力検査に絞っていく生徒も一定いるように聞いております。そのため、猶興館高校は今、81名希望者おりますが、前期選抜に何名受検してくるかといふのは少し未知数なところもございます。初めてのことで、3、4年ぐらいかけて、いろいろ課題を整理しながら、また改善をしてまいりたいと考えています。

（池松教育長）

ほかにございませぬか。よろしいですか。

特に御質問がなければ、続いて、報告事項（４）について、説明をお願いします。

（山崎高校教育課人事管理監）

資料の18ページの報告事項（４）「令和3年度県立学校校長・副校長及び教頭選考第1次試験の結果について」でございます。

最初に、大変申しわけございませぬが、資料の中の数値の訂正をお願いいたします。

18ページの概要の2番、選考第1次試験結果、この表の中の教頭の受験者62名、そして、「（9）」で、これは女性の数を内数であらわしておりますが、この「（9）」のところを、訂正をいたします。「（10）」でございます。9名を10名に訂正をお願いいたします。申し訳ございませぬ。

それでは、御報告をいたします。選考については、課題論文を課し、校長・副校長選考は33名、そして、教頭選考は62名が受験をいたしました。選考資料につきましては、先日、廣田委員に確認を行っていただいております。ありがとうございました。

本年度末に、県立学校校長・副校長23名が退職予定です。それから、既に名簿登載されている人数も考慮して、最終的には、校長・副校長の場合は、14名程度を最終合格とする予定にしております。教頭につきましては、校長・副校長の退職に伴う昇任と、そして、教頭の退職等を合わせまして、26名が教頭職から離れる予定でございますが、既に名簿登載されている人数を考慮して、こちらも

14名程度を最終合格とする予定にしております。

それでは、先ほど配付をいたしました、お手元の校長・副校長の選考資料を御覧ください。まず、始めに、校長・副校長の方ですが、この表の左側に年齢や性別、それから、経験年数等を記載しております。そして、中央の左側には、直近3カ年の勤務実績の平均を、そして、中央の右側には、課題論文の採点結果をあらわしております。そして、その右側に合計点数を記載しております。そして、この合計点数の高い順に、受験者を並べております。

今回の1次選考では、例年と同様に、最終合格予定者の1.8倍の25名を合格とすることとして、まず、ナンバー1番からナンバー25番までを合格として、そして、下に別選考で表があるかと思いますが、こちらの方が、昨年度まで教育委員会等で教頭に準ずる職にあった者等が4名ですが、こちらの方は、課題論文の結果のみの選考となります。そして、先ほどの25番目までの志願者の課題論文の成績等を参考にしまして、この4名とも合格とし、合計で29名を1次合格といたしました。なお、この中で、女性の1次合格者数は2名となっております。

それでは、続きまして、教頭の選考資料を御覧ください。こちらの表も、先ほどの表と同じように、左側に年齢や性別、それから、経験年数等を記載しております。そして、中央左側には、直近3年間の勤務実績の平均を、そして、中央右側には、課題論文の採点結果を、そして、その右側に合計点数を記載し、その合計得点の高い順に受験者を並べております。今回の1次選考では、例年と同様に、45名程度を1次合格とすることとして、まず、1ページ目のナンバー1から、2ページのナンバー45までを合格としております。そして、さらに、2点差までの中に含まれるナンバー46とナンバー50については、それぞれの専門高校における管理職候補として2次試験で見てみたいと考え、合格としております。そして、2ページ目の下の、別選考ですが、こちらの方も、先ほどと同じように、この主幹教諭2名は直近3年間における主幹教諭としての勤務評価がないために、課題論文のみの選考となります。トータルで、先ほどと同じように45番目までの志願者の課題論文の成績を参考にしまして、この2名も合格といたしました。トータルで、合計49名を1次合格といたしました。この中で、女性の1次合格者数は7名となっております。

この1次選考合格者については、今後、校長・副校長は来月16日から18日、そして、教頭は、来月21日から24日にかけて、2次選考として面接試験を行う予定にしております。以上、御報告

<p>質 疑</p>	<p>いたします。</p> <p>(池松教育長) ただいまの報告について、御質問等ございませんか。</p> <p>(廣田委員) 今、気づきましたが、この冊子に大学准教授と書いてありますが、これは、大学の准教授の人が受けているということですか。</p> <p>(山崎高校教育課人事管理監) 大学に割愛で行く形がありますので、ここに出ております。</p> <p>(廣田委員) 割愛というのは、何年間か准教授として、県から出向いたということですか。</p> <p>(山崎高校教育課人事管理監) はい。</p> <p>(廣田委員) 今、身分上は、特別支援学校の先生ということになるんですか。</p> <p>(山崎高校教育課人事管理監) おっしゃるとおりでございます。</p> <p>(廣田委員) はい、わかりました。</p> <p>(小松委員) 先ほど、教頭欄の46番と50番のことが理解できなかったもので、もう一度お願いいたします。</p> <p>(山崎高校教育課人事管理監) 46番と50番の方ですが、教科のところを見ていただければと思います。専門高校でも、その専門の管理職の方が必要になりますので、今後の管理職の候補として、2次選考で見たいということで合格にしております。</p>
------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

報告（５）

（池松教育長）

点数だけで機械的に見ると、そこで線を引いている４５番までなんですが、専門高校のいわゆる管理職にするためには、その専門の免許を持っている人がいいので、２次選考で人物を見た上で判断しようということで、ピックアップをしたということになります。

ほかにございませつか。特にないようであれば、続いて、報告事項（５）について、説明をお願いします。

（宮崎特別支援教育課長）

報告事項（５）「障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会からの報告書」について、御報告いたします。

令和４年度から１０年間を計画期間とする第二期長崎県特別支援教育推進基本計画の策定に向けて、昨年１１月に設置した障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会から、検討依頼事項についての協議結果をまとめた報告書が昨日、１１月１０日に提出されました。

協議の経過等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

それでは、提出されました報告書の内容について、お配りいたしましたＡ４カラーの概要版の資料で御説明いたします。この報告書は４つの検討依頼項目に沿って構成されております。その主なものについて御説明いたします。

第１章「特別支援学校の環境整備と教育の充実」につきましては、「特別支援学校の環境整備」として、在籍児童生徒数の見込みや地域の特性、児童生徒や保護者のニーズを考慮した教育環境の整備が必要であること、「特別支援学校における教育の充実」として、ＩＣＴ機器の活用等による指導の充実、より高度な医療的ケアに対する安全で安心できる教育環境整備、就労先の拡大や在宅勤務など多様な働き方も視野に入れたキャリア教育について研究が必要であること等が、今後の方向性として提言されています。

第２章「幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育の充実」につきましては、「小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実」として、「特別支援教育の視点を生かした教育環境づくりや授業づくりの充実」や「個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用および、各校種間の引継の在り方についての明確化」、「特別支援教育コーディネーター等を中心とした校内の支援体制の充実」、「特別支援学校のセンター的機能や医療、福祉など外部の専門家との連携の強化」などが今後の方向性として提言されています。

質 疑	<p>第3章「特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上」につきましては、各校種における教職員の専門性の向上に向け、今後の方向性として、「免許状取得の促進や、大学等と連携した教員志望者に対する特別支援教育の理解を深めるための取組」、「各校種間の研修交流人事の一層の充実や専門性の高い指導教諭の有効活用についての検討」、「全ての教職員の専門性を高めるための研修の充実」などが今後の方向性として提言されています。</p> <p>最後に第4章「関連する諸課題への対応」につきましては、「ICTの効果的な活用による特別支援教育の質の向上」、「医師・理学療法士等外部専門家の活用、地域・福祉・保健等との連携」、「教育と労働の連携」、「社会に開かれた特別支援教育を推進するための積極的な情報発信が必要であること」などが今後の方向性として提言されています。</p> <p>以上が、提出された報告書の概要でございます。今後は、提出された報告書の内容を踏まえた上で、令和4年度以降の基本方針や施策の方向性を示す、第二期長崎県特別支援教育推進基本計画の策定に向け、検討をすすめてまいります。以上で報告を終わります。</p> <p>(池松教育長) ただいまの報告について、御質問等ございませんか。</p> <p>(廣田委員) 4ページの、「在宅勤務なども視野に入れたキャリア教育について研究を行う」ということですが、先日、東京の会社の方と話す機会があり、その方はこのコロナ禍で週2回しか会社には行っておらず、8割方の職員は、全然会社に行っていないけど、会社が成り立っている状況ということでした。コロナ後のことを考えてみても、在宅勤務を視野に入れたキャリア教育というのは大事な視点だと思います。これは特別支援学校に通う子どもたちを考えたときにどういうことを想定していますか。</p> <p>(宮崎特別支援教育課長) 近年、自宅を離れることが困難な障害がある方に対して、在宅勤務による就労が選択肢の一つとなっております。これにつきましては特別支援学校代表の委員から、生徒の実態や進路希望に応じて、在宅勤務による障害者雇用を募集している企業についての情報収集や在宅勤務に求められる技能についての研究を行う必要があるのではないかと提言がなされました。先進事例といたしましては、</p>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

全国において取組が始まった段階と書いていいと思いますが、主に肢体不自由のある方を対象として、ホームページの作成やデザイン製作、システム開発、WEBパトロール、メールサポートの業務等、パソコンやICTを活用した職務を行っています。本県におきましては、過去5年間調査しましたが、現場実習を行った者が1名、就職をした者が1名おりました。現場実習を行ったケースでは、県外企業の協力のもと、現場実習を実施しております。実習の内容といたしましては、ビジネスマナーやワード文書の作成、文書送受信の仕事を行っています。就職をしたケースにつきましては、県外の企業で人材派遣会社となっておりますが、自宅で勤務をされております。週5日、1日約6時間の勤務で、職務内容としては求人情報をエクセルで一覧表にまとめる業務やその他エクセルで資料作成等を行っています。このような在宅勤務を想定しておりますが、障害のある方が在宅勤務をするためには、パソコンのスキルが必要で、ワード、エクセルを含めて基本的な文書作成のスキルが要求されます。それから在宅で勤務を行うので、スケジュール管理の力や段取りよく自分で仕事のやり方を考えたりする力、仕事と私生活のメリハリをつける力など多様な力が必要となってまいります。そのような力を育成するため、学校でどのようなキャリア教育に取り組めばよいか研究していく必要があるのではないかと想定しているところです。

(廣田委員)

研究と言っているレベルでは世の中の状況とは違うのではないかと思います。障害の程度にもよると思いますが、実際にそういうことを指導できる教員を養成していく必要があります。肢体不自由の方であれば、そういうことができる方が結構いると思いますが、特別支援学校の場合にも指導できる教員の割合は、一般の学校と変わらないのでしょうか。

(宮崎特別支援教育課長)

特別支援学校におきましては、高等部で1人1台のiPadが就学奨励費によって支給されておまして、ICT教育についての研究を、平成25年あたりから各学校で取り組んでまいりました。その継続を受けながらiPadの活用などはかなり進んできています。

(廣田委員)

私が思ったのは、研究という表現がどうかと思いました。感想です。

(池松教育長)

これは検討委員会からいただいた報告書で、これを受けて教育委員会でどう事業を組み立てていくかということになります。

(宮崎特別支援教育課長)

提言を受けましたので、これを基に基本計画や実施計画を策定してまいります。そのときにどのような取組を進めていくか検討していきたいと考えております。

(池松教育長)

ほかにございませんか。

これが第二期基本計画のベースになって10年分の基本計画を作り、実施計画で何年かごとに事業を組み立てていくということですか。

(宮崎特別支援教育課長)

今年度、10年間の特別支援教育推進の基本となる第二期長崎県特別支援教育推進基本計画の素案を作成いたします。令和3年度中には、第二期の基本計画を完成させます。それと並行いたしまして、第一次実施計画という具体的に取り組むべき事項を示したものを策定いたしまして、令和4年度から実施していくということになります。基本計画は10年間の大きな方向性となり、それを具体的にどう取り組むかということ、2年から3年のスパンで実施計画を策定して施策に計画的に取り組むこととしております。

(池松教育長)

ほかにございませんか。基本計画、実施計画を策定するときに各委員の御意見を伺って計画を策定していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

報告 (6)

特にならなければ、続いて、報告事項(6)について、説明をお願いします。

(安永児童生徒支援課長)

冊子1、20ページを御覧ください。令和元年度児童生徒の問題

行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について、今回は全国値と合わせて報告いたします。24ページからの対策等も前後しますが一緒に見ていただければと思います。

まず、「1 暴力行為」についてであります。暴力行為は全国では7万4,232件と昨年度と比べて5,315件増加しております。本県では、439件で昨年度と比べて3件増加しております。全国では小学校での発生件数が増加しており、本県は中学校での増加が顕著に見られるところです。今後の対策としましては、小学校の早い段階から生徒指導の充実と生徒指導体制の確立を図るため、小学校の生活指導主任を対象とした研修を実施すること、また、道徳教育、各種教員研修の充実を図ってまいりたいと考えております。

続いて21ページ、「2 いじめ」についてです。(2)いじめの認知件数は全国では、59万9,066件で昨年度と比べて6万8,325件増加しております。本県では、2,668件で昨年度と比べ545件減少しております。本県の認知件数の減少につきましては、これまでいじめ認知に対する学校差や地域差が見られたため、認知の条件について昨年度、時間をかけて改めて整理した結果や、教員のいじめに関する意識の高まりが、児童生徒理解や学級経営等にも反映されたことで、未然防止や早期対応につながったものと考えております。解消率につきましては、全国が83.2%、本県が93.2%です。本県の解消率は昨年度より、4.7%上がっております。

次に、22ページの「3 長期欠席」についてです。(2)の長期欠席者数は、全国では、30万4,448人で昨年度と比べ1万2,707人増加しております。本県では、2,613人で昨年度と比べ188人増加しております。全児童生徒数に対する割合は全国が2.7%に対し、本県は2.0%であります。

次に「4 不登校」についてです。不登校児童生徒数は、全国では21万3,116人で昨年度と比べ1万4,643人増加しております。本県では、2,163人で昨年度と比べると250人増加となっており、全校種において増加しております。全児童生徒に対する不登校生徒数の割合は、全国値及び県の値ともに、昨年度と比べそれぞれ0.2ポイントの増加となっています。不登校の要因は、先ほどから出ておりますが、本人の問題や家庭の問題、友人をめぐる問題、学業の不振などが複雑に絡み合っていることが多く、改善に時間を要するケースが多くあります。また「社会的自立」を目指す文科省の考えや「休養も必要」だという社会の意識の変化も要因の一つと考えられます。今後、不登校児童生徒支援の充実を図るた

質 疑	<p>め、SC・SSWの派遣を含めた各市町の教育支援センターとの連携による学校復帰支援や、新たな不登校児童生徒を生まないように、各市町教育委員会や各学校と一層の情報共有や連携を図りながら、総合的な取組による支援に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>最後に、23ページ「5 中途退学者」についてであります。(2)令和元年度の中途退学者数は、全国では、2万5,038人で昨年度と比べると3,475人減少しております。本県では、224人で昨年度と比べると100人の減少でありました。今後も、児童生徒の生徒指導上の諸問題や課題の解消に向けて、学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、子どもの心の安定を図る教育相談体制の充実や、子どもが育つ環境の改善に向けた支援体制の整備等に向け、継続して取り組んでいきたいと考えております。以上、報告とさせていただきます。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>ただいまの報告について、御質問等ございませんか。</p> <p>(浦川委員)</p> <p>児童生徒支援課の御苦勞はよくわかります。特に、家庭と地域の機能が低下していく中で、学校は問題山積でいろいろと担っています。教師本来の指導目的の専門職として、早く保障してやりたいと思う中で、だからといって学校に担わせてばかりではいけないということが基本にあります。先ほどの成果指標の未達成のところの、これからの取組や対応策を読んでみると、教職員の資質向上などこれからの対応としていろいろ書き込まれています。そうではなく、これからの取組の最終目標値はあったとしても、これからの対策としては、もっと教育行政の人たちが目線を外にひらいていくということがあります。福祉の中で要対協の制度が平成18年からできたはずなのに、何にも機能していない市町があります。校内体制はしっかりやって情報は共有していますが、校長が校内暴力の低年齢化で狂い出すほどに困って悩んで苦しんで担任もどうしようという中でも、市町教育行政と福祉部の連携がほんとに取れていません。これは言われて10年近くなります。市町の話ですが、行政の仕事だろうと言っても、それが結局は校長に戻ってしまいます。そこら辺をどうにかしたいです。こういった問題は、制度として福祉や保健、医療、警察の問題ですと高らかに言いたい。それには私たちの力や努力も必要で、教育委員会からすると何やかんやと出るかもしれませんが、特にメディアの人たちが、これは学校が担うことではなく</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

て、社会全体で各部署がデータを持っているわけだから、持っているながらその仕組みが市町でうまく回っていかなくて手が打たれていないというところを根本的に考えていく、そういう懇話会などに諮問して、しっかりやっていただきたいと思っています。全国の問題でどこも同じ事を抱えています、長崎県でこれだけの子どもたちが苦しんでいます。例えば、一人で問題を抱え込まずに相談しようと言いますが、どんなごみ屋敷の人でも、どんなに親がひどい人でも、問題を抱えていると思っていないし、一人で抱え込んでいると思っていないから、相談しなくていいわけです。その人たちには認識がないので本人が助けてとは言えないから、地域などで支えていくなり社会制度を活用していくしかありません。国全体としてもそうですが、教育長、そこら辺が何か対策がほしいですね。問題を指摘して共有することしかできませんが、教員の質を向上させて、これを改善させることばかりの指標を達成するための対策には入れて欲しくないです。もっと幅広く行政全体の取組、市町との連携の取組の中で改善するような見直しをしてほしいと思います。息の長い話で、御苦勞もよくわかりますが、幅広い視点で改善策の提案を続けていただきたいと思っています。

(安永児童生徒支援課長)

委員がおっしゃるとおりだと思います。関係機関との連携は大昔から言われてきたことであって、それが果たして機能しているのか。児童生徒支援課には、警察、福祉、小学校、中学校、高校籍の教員、行政職がいます。この課が県の一つの核となって連携の輪をつないでいこうという思いの中で各種事業を行っておりますし、市町教育委員会との生徒指導の連携強化も重視して話をしているところです。長崎県は過去の経験を絶対に活かしながら学校教育の限界を自覚して、専門機関との連携を強化していくことは今後も念頭におきながら取り組んでいきたいと考えております。

(黒田委員)

地域の教育力がなくなったということもよく言われていますし、逆に言えば、想定ですが地域と関わっている子どもたちも以外と少ないのではないかと思います。地域のいろいろなイベントに参加したり、昔みたいに親御さんたちが他人の子どもも見たりすることには、目に見えない効果があると思います。地域の教育力を上げるという意味では、教育分野に社会経験を積んだ方々が社会の課題解決のNPO法人みたいなものを地域で組織していく必要があると思

ます。PTAはそうでもありませんが、子ども会は徐々になくなっていきます。そういう組織がなくなっているの、それに代わる組織、社会の先輩方を取り込んだ社会課題、教育課題の解決のためのNPO法人を立ち上げてそれとコーディネーターも一緒にやっていくような組織が必要ではないでしょうか。地域の教育力を上げるためには組織が必要です。自治会に丸投げしてもうまくいきません。今、連絡協議会のようなものがありますか。その中で、具体的な課題に対して目的を持って解決していくような地域のNPO法人が必要だと思います。いろいろな課題が思い浮かびますが、社会的な課題はNPO法人がしていかないと、公的な支援だけでは予算も足りませんし大変です。自分たちの地域で自分たちの身近なところでやっていくためには、NPO法人を立ち上げていく。NPO法人の責任といいますか、それも軽くしてやって取り組んでいくことが必要ではないかと思います。

(立木生涯学習課長)

今委員がおっしゃったNPO法人という形ではありませんが、平成29年の社会教育法の改正で位置づけられて国も推進しております地域学校協働活動という、地域と学校が共に支えあいながら、学校も地域の力を借りますし、地域も学校を核とした地域づくりをするという理念のもとに地域学校協働本部を学校につくっていく動きをしております。長崎県においても、複数の学校で一つの本部をつくっているところもありますが、令和元年度の数字で、小中学校175校に173の本部があり、全体の学校の約35%につくられております。県としましても、これを市町教育委員会と連携しながら少しずつ増やしていこうと働きかけをしてきております。どこまで包含するかですが、浦川委員がおっしゃった福祉まで入れていかは地域が抱える課題に応じて様々だと思います。そういった働きかけの中で、今ここで話題になったことも加えながら私どもも進めていきたいと思っております。

(黒田委員)

今後はぜひ地域の人たちの力を借りるという意味で、NPO法人を立ち上げられないかということは頭に入れて進めて下さい。社会のために何かしたいという元気な方はたくさんいます。

(小松委員)

暴力行為ですが数字を見てびっくりしたのは、毎日1件あってい

るんですね。1年間の登校日と比較してみると、中学校は1件以上になっているということですよ。不登校もクラスがどれくらいあるかで計算してみると、1クラスで複数の方が不登校になっていますよね。全校児童生徒数に対する割合という表現もあるかと思いますが、もっと訴える方法としては、暴力行為が毎日行われていて、不登校も各クラス複数出てきているということで、とにかく先生に任せるとか校長にお願いするということはもう超えている感じがします。黒田委員が言われたように、何らか社会全体として専門に扱っていくところを作っていくと、学校の中だけではできない感じがいたします。不登校についても先ほど学校だけではなく、家庭も社会も含めてみんなで対応していかなければならないと言いましたが、数字を見て視点を変えると大変なことだということがわかりますので、そういう表現の仕方をしてPRをすることも必要ではないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(池松教育長)

ほかにございませつか。

ありがとうございます。報告事項(6)について今後の対応策など様々な御意見がありました。例えば、県の不登校の合計2,163という数字がありますが、そこには2,163通りのいろいろな事情があると思ひますし、学校は学校で児童生徒一人一人にアプローチをされていると思ひますが、時間的な限界や物理的な限界もあると思ひます。それから浦川委員、黒田委員、小松委員からも御指摘がありました。外部の力を遠慮なく借りるという学校側の意識改革も必要だろつと思ひます。児童生徒支援課長が申し上げたとおり、長崎県では苦い経験がありますので、要対協を含めて外部のいろいろな専門機関の人材の力を借りることについては、一定意識を持っておられると思ひますが、まずは学校でという意識がまだまだあると思ひますので、小中学校は特に市町教育委員会の対応が中心になると思ひますので、機会あるごとに今言われたような対応策を市町教育委員会へ共有をしていきたいと思ひます。

それでは御質問がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。次の議案審議から非公開で行いますので、報道関係者の方は退室をお願いいたします。

議案(秘密会)

(別紙議事録)

報告(秘密会)

(別紙議事録)

午後0時26分、本日の会議を終了